

## 平成24年度一般廃棄物処理施設管理技術講習会開催要項

### 1. 講習会の目的

廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の排出量については、様々な改善措置及び適切な運転・管理により大幅な削減を実現したが、今後ともその排出レベルの削減やその有害物質の管理対策を図っていくためには、施設の適切な維持管理と安全管理の確保が必要である。

このため、一般廃棄物処理施設において施設の適切な運転・維持管理、改善対策の立案、評価等が可能となるよう、ダイオキシン類に関する基礎知識、排出量削減対策及び施設の維持管理・安全管理に関する技術情報を習得していく必要がある。

また、循環型社会の形成や地球温暖化防止対策、東日本大震災による災害廃棄物の処理等が進められるなか、廃棄物発電やバイオガス発電などの多様化する廃棄物資源化・処理技術、また東日本大震災に係る新たな法制度等についても併せて習得することが必要と考えられる。

そのため、一般廃棄物処理施設の運転・維持管理担当者等を対象に、廃棄物処理施設に関する技術講習会を開催することにより、施設の適切な運転・維持管理と安全管理を確保し、適正な廃棄物処理に資することを目的とする。

### 2. 講習会の対象者

ア 一般廃棄物処理施設の運転・維持管理に係る新任技術管理者等（民間事業者等を含む）

イ 都道府県、市町村、特別区等における一般廃棄物行政の新任担当者等

新任担当者とは、環境行政業務歴1～2年目を目安とする。

ウ その他廃棄物行政に携わる職員（出席者多数の場合はア、イを優先させていただきます）

### 3. 講習内容

最近の一般廃棄物行政の動向について

一般廃棄物処理施設における維持管理技術等

- ・ダイオキシン類に関する基礎情報（法制度、排出状況）
- ・一般廃棄物処理施設における維持管理技術等（ダイオキシン類削減対策、最終処分場及びし尿処理施設の維持管理、CO2 排出削減手法、リスクコミュニケーション、労働安全対策）
- ・その他有害物質の管理対策等
  - 東日本大震災対策
- ・東日本大震災復旧・復興の現状
- ・東日本大震災対策に関する法制度（災害廃棄物処理特措法、放射性汚染物質対処特措法）
  - 廃棄物処理・資源化技術の開発普及状況
- ・廃棄物分野における技術開発普及状況（再生可能エネルギー普及政策、高効率廃棄物発電、バイオガス発電）
- ・その他の廃棄物発電・熱利用技術（廃棄物系バイオマス資源、技術の開発動向等）

上記内容は予定であり、変更の可能性があります。

### 4. 開催日程

定員	日時	会場
200人	1月25日（金） 10:20～16:00	天満研修センター 2階205ホール 大阪府大阪市北区錦町2-21 (TEL: 06-6354-1927)
250人	2月4日（月） 10:00～16:10	大田区産業プラザ 4階コンベンションホール 東京都大田区南蒲田1-20-20 (TEL: 03-3733-0066)

## 5 . 講習会スケジュール

### 【大阪会場】

時 間	講 習 内 容 等
10:20 ~ 10:50	受付
10:50 ~ 11:00	ガイダンス
11:00 ~ 12:00	一般廃棄物処理施設における維持管理技術等
12:00 ~ 13:00	昼休み
13:00 ~ 14:00	一般廃棄物処理施設における維持管理技術等
14:00 ~ 14:15	休憩
14:15 ~ 14:55	東日本大震災対策
14:55 ~ 15:45	廃棄物処理・資源化技術の開発普及状況
15:45 ~ 16:00	アンケート回答

大阪会場では、都合により環境省による「最近の一般廃棄物行政の動向について」は、実施しません。

### 【東京会場】

時 間	講 習 内 容 等
10:00 ~ 10:30	受付
10:30 ~ 10:40	ガイダンス
10:40 ~ 11:10	最近の一般廃棄物行政の動向について
11:10 ~ 11:15	休憩
11:15 ~ 12:00	一般廃棄物処理施設における維持管理技術等
12:00 ~ 13:00	昼休み
13:00 ~ 14:15	一般廃棄物処理施設における維持管理技術等
14:15 ~ 14:30	休憩
14:30 ~ 15:10	東日本大震災対策
15:10 ~ 16:00	廃棄物処理・資源化技術の開発普及状況
16:00 ~ 16:10	アンケート回答

## 6 . 問い合わせ先

(事務委託機関)

一般財団法人日本環境衛生センター 研修広報部 担当：橋本、堀内

TEL:044-288-4818 FAX:044-288-4952 E-mail daisuke\_hashimoto@jesc.or.jp

## 受講上の留意事項

### (1) 申し込み方法等

- ・ 出席者多数の場合は、市町村、特別区、一部事務組合等における一般廃棄物処理施設の新任技術管理者等、及び都道府県、市町村、特別区等における一般廃棄物処理行政の新任担当者等を優先させていただきます。新任担当者とは、環境行政業務歴1～2年目を目安とします。
- ・ 一つの団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び事業者）からの受講希望者は、2名程度を想定しております。受講希望者は、平成24年12月27日（木）17時までに、受講を希望する会場名、出席者名、連絡担当者名及び連絡先（電話番号、FAX、メールアドレス）を登録票（様式1）により都道府県一般廃棄物担当課に報告してください。なお、登録票を元に都道府県毎に出席者リストとして取り纏めるため、都道府県への提出はできるだけ電子ファイルの形でお願いします。（各都道府県から別に指示がある場合は、その指示に従ってください。）
- ・ 連絡担当者は、一団体につき1名で構いませんので、必ず連絡先を漏れなく記入ください。連絡担当者を経由して、1月中に受講者への講習会テキストのダウンロード方法等を電子メールにて連絡致します。なお、講習会テキストは講習受講者以外の方も自由にダウンロードし、利用可能です。ぜひ職場での学習等に活用ください。
- ・ 各会場において定員を超えた場合は、出席をお断りすることがあります。この場合、一般財団法人日本環境衛生センターより、各団体の連絡担当者宛に講習会開催日の1週間前までに連絡致します。
- ・ 講習会当日は、別途案内する環境省ウェブサイトより講習会テキストをダウンロードし、事前に印刷の上、各自で持参ください。講習会会場においてテキストの配布は行いません。

### (2) 注意事項

- ・ 各会場における係員の指示に従ってください。
- ・ 車での来場はご遠慮ください。駐車場の用意はありません。
- ・ 昼食は各自でご用意ください。
- ・ 「修了証」等の交付はありません。
- ・ 一般財団法人日本環境衛生センターによる「廃棄物処理施設技術管理者講習」とは無関係です。
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条による、技術管理者の資格要件とは無関係です。
- ・ 質疑応答は原則として行いません。

### (3) 受講料

- ・ 無料ですが、当日配布するアンケートへの回答が受講の条件となります
- ・ 旅費は各自治体で負担してください。